

木曽地域公共交通活性化協議会規約

(趣旨)

第 1 条 この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、木曽郡の町村（上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村及び大桑村）内の広域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、木曽地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項。

(組織及び役員)

第 3 条 協議会は、法第 6 条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、別表 1 に定める構成団体の委員及び別表 2 に定める委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。
- 3 会長は、長野県木曽地域振興局長をもって充てる。
- 4 副会長は、地方公共団体（主宰者）の委員が互選する。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会に監事 1 名を置き、会長が指名する。
- 8 監事は、協議会の財務を監査する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表 1 に掲げる委員については、構成団体の委員の職にあるものを充てる。
- (2) 別表 2 に掲げる委員のうち利用者、学識経験者の委員については 2 年とする。
ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 会長及び副会長の任期については、1 年とするが再任を妨げないものとする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員が会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 第 2 項の規定に関わらず、議事に関しては、会長の判断により書面での採決を可能

とする。この場合、委員の2／3以上からの書面回答をもって有効とし、その過半数をもって決するものとする。

5 会議は原則公開とする。ただし、会長は必要があると認めるときは、会議に諮って非公開で行うことができる。

6 会長は、各町村の公共交通協議会の意見を聴くことができる。

7 会長は、委員以外の者に対して資料を提出させ又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(分科会)

第6条 会長は、協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会について必要な事項は、会長が委員に協議し定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、長野県木曽地域振興局企画振興課（長野県木曽郡木曽町福島2757-1）、木曽広域連合地域振興課交通政策室（木曽町日義4898-37）内に置く。

3 事務局長は、木曽広域連合地域振興課交通政策室長をもって充てる。

4 その他、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務及び会計)

第8条 協議会の運営に要する経費は、木曽郡の各町村の負担金、国及び県からの補助金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の収支予算は、会議の議決を経なければならない。

3 協議会の収支決算は、監事の監査を経て、会議の承認を経なければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

5 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散)

第9条 協議会は、会議の議決を経て解散できるものとする。

2 協議会が解散するとき有する残余財産は、会議の議決を経て処分する。

(補則)

第10条 この規約に定めのない事項については、会議において協議し定める。

附 則

この規約は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

別表 1

区 分	構 成 団 体	委 員
地方公共団体 (主宰者) (法第 6 条第 2 項 第 1 号関係)	上松町 南木曽町 木曽町 木祖村 王滝村 大桑村	町長または村長
地方公共団体 (その他) (法第 6 条第 2 項 第 1 号関係)	木曽広域連合 長野県企画振興部 長野県木曽地域振興局 長野県木曽保健福祉事務所 長野県立木曽病院	事務局長 交通政策課長 局長 副所長 院長
公共交通事業者等 (法第 6 条第 2 項 第 2 号関係)	東海旅客鉄道株式会社 おんたけ交通株式会社 おんたけタクシー株式会社 木曽交通株式会社 株式会社南木曽観光タクシー やぶはらタクシー株式会社 おんたけ交通労働組合 <u>公益社団法人長野県バス協会</u> <u>一般社団法人長野県タクシー協会</u>	東海鉄道事業本部管理部企画課長 代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 組合代表
道路管理者 (法第 6 条第 2 項 第 2 号関係)	国土交通省飯田国道事務所 北陸信越運輸局長野運輸支局 長野県木曽建設事務所	木曽維持出張所長 首席運輸企画専門官 維持管理課長
公安委員会 (法第 6 条第 2 項 第 3 号関係)	木曽警察署	地域・交通課長

別表 2

区 分	委 員
利用者 (法第 6 条第 2 項第 4 号 関係)	木曽青峰高等学校 P T A 小林 恵里 蘇南高等学校 P T A 下島 可奈 木曽郡シニアクラブ連絡協議会 古瀬 軍二 上松町商工会会長 山田 弘 南木曽商工会会長 大沢 謙一 木曽町商工会会長 重野 幸永 木祖村商工会会長 牛丸 尚 大桑村商工会会長 半坂 純孝 木曽郡町村社会福祉協議会連絡会長 長瀬 英治
学識経験者等 (法第 6 条第 2 項第 4 号 関係)	信州大学准教授 高瀬 達夫